

居宅訪問型保育事業者 殿

東京都福祉局子供・子育て支援部
認証・認可外保育施設担当課長

認可外保育施設（居宅訪問型保育事業）の運営状況報告について

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 5 9 条第 1 項及び第 5 9 条の 2 の 5 並びに認可外保育施設に対する指導監督要綱（昭和 5 7 年 6 月 1 5 日付 5 6 福児母第 9 9 0 号）第 7 条の規定に基づき、下記のとおり御報告ください。

記

1 報告形式

下記いずれかの形式により報告すること。

- （1）LoGo フォームによる報告
- （2）メールによる報告（東京都ホームページより様式をダウンロードし、必要事項入力後メールに添付し報告）

2 報告の方法

- （1）LoGo フォームによる報告（以下のアドレスまたはQRコードよりアクセス）

<https://logoform.jp/form/tmgform/765632>

「認可外保育施設（居宅訪問型保育事業）運営状況報告 電子報告の手引き」を参照すること。

※手引きは、5（3）アに記載の東京都福祉局ホームページに掲載する。



- （2）メールによる報告

提出先メールアドレス babysitter@section.metro.tokyo.jp

下表に掲げる書類をメールにより提出すること。

※様式は、5（3）アに記載の東京都福祉局ホームページに掲載する。

(※)	提出書類
◎	運営状況報告（別記第 4 号様式の 3 ①）
◎	有資格者（保育士・看護師・認定ベビーシッター）については、資格が確認できる書類の写し
◎	上記の資格をもたない者のうち、居宅訪問型保育基礎研修、子育て支援員研修（地域保育コースに限る）、家庭的保育基礎研修、（公社）全国保育サービス協会のベビーシッター養成研修及び現任研修等の研修修了者については、当該修了書の写し
○	保育従事職員の直近の研修の受講状況がわかる書類（受講証の写し等）
○	事故にかかる保険会社との保険契約書類の写し
○	パンフレットや料金表等施設の運営状況を把握する上で参考となる資料

※「◎」：必須

「○」：書類がある場合のみ提出

3 報告の基準日

報告にあたっては、令和6年10月1日（火曜日）を基準日とする。ただし、休業日等のため当該基準日に運営しなかった場合、直後に運営した日を基準日とする。

4 報告期限

令和6年11月5日（火曜日）

5 その他

- (1) 下記アからエに掲げる届出事項に変更が生じた場合は、別途、認可外保育施設事業内容等変更届（別記第2号様式）により速やかに届け出ること。

ア 施設の名称及び所在地

イ 設置者の氏名（名称）及び住所（所在地）

ウ 管理者の氏名及び住所

エ その他

- (2) 令和6年10月1日時点で休止中又は廃止済の施設からの報告は不要とする。ただし、休止届や廃止届が未届の場合は、認可外保育施設休止・廃止届（別記第3号様式）により速やかに届け出ること。

- (3) 必要な様式等は、以下の都ホームページにおいてダウンロード又は閲覧すること。

ア 運営状況報告関係

（東京都福祉局 > 子供家庭 > 保育サービス > 認可外保育施設について > 事業者の方へ（通知・事務連絡・お知らせ） > 認可外保育施設（居宅訪問型保育事業）の運営状況報告について

イ 認可外保育施設事業内容等変更届（別記第2号様式）、認可外保育施設休止・廃止届（別記第3号様式）

（東京都福祉局 > 子供家庭 > 保育サービス > 認可外保育施設について > 届出・報告について > 各種様式（認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆるベビーシッター業）設置者用）

- (4) 1に記載のある報告形式以外の方法をご希望の場合は、6問い合わせ先まで御連絡ください。

6 問い合わせ先

東京都福祉局子供・子育て支援部保育支援課地域保育担当

電話 03-5320-4131

(参考)

保育を行うことを目的とする施設の運営に対する指導監督について

1 都道府県知事の行う指導監督の趣旨

児童の安全確保等の観点から、都道府県知事は、保育を行うことを目的とする施設の運営(児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等)に対して、運営状況が児童の福祉上問題がないか調査し、問題がある場合は改善を求める等、指導監督を行っています。

2 法的根拠

認可外保育施設についても、児童福祉法に基づき、都道府県知事が必要と認める事項の報告や職員による立入調査や質問に協力いただくこととなっています。(児童福祉法第 59 条第 1 項、第 59 条の 2 の 5)

正当な理由がないのに報告をしないこと、虚偽の報告をすること、立入調査を拒むこと、忌避すること、質問に答えないこと、虚偽の回答をすることがあった場合は、罰則が適用されます。(児童福祉法第 62 条第 7 号)

3 具体的な指導監督の内容

上記の根拠に基づき、都道府県知事は、別に定められた指導監督基準に沿って、指導監督を行い、児童の安全確保等の観点から問題があれば、改善の指導等を行います。

児童の安全確保等の観点から看過できない施設に対しては、文書による改善勧告を行い、勧告に従わない場合はその旨の公表、さらに事業停止や施設閉鎖を命ずることができると規定されています。(児童福祉法第 59 条第 3 項～第 6 項)

4 改善措置

施設の運営に当たっては、児童の安全確保について十分に配慮していただくとともに、具体的に運営に関する改善指導を受けた場合は、これに従って改善措置をとるようにしてください。

なお、消防部局、衛生主管部局等においても、消防法、食品衛生法等関係法令に基づく指導監督が行われており、これらの部局から指導を受けた場合には、これに従って改善措置をとる必要があることにも留意してください。

5 その他

次のような事例が生じた場合については、速やかに都まで御報告ください。

- (1) 責任の所在の如何を問わず、施設の管理下において重大な事故が生じた場合(死亡事案、重傷事故事案、食中毒事案等)
- (2) 当該施設に 24 時間、かつ、週のうちおおむね 5 日程度以上入所している児童がいる場合

※ 詳細は「認可外保育施設に対する指導監督要綱」を御覧ください(ホームページに掲載しています)。
(ホームページアドレス)

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/shidoukantoku-kijun/index.html>